

中国最新法律 Newsletter

Vol.33

Contents

1

国際法務

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響
～第4回 会社法改正と経営管理者の責任～



2

事業再生・倒産

中国子会社の再編・撤退 (6)
- 撤退 ② 解散・清算・破産 -



3

新法紹介

1 中華人民共和国関税法

2 海外で製造され、既に中国国内で販売されている医薬品の国内製造への移管に伴う登録申請の最適化に関する事項についての公告



4

中国からの風便り

中国における日本の映画ドラマ事情



新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第4回 会社法改正と経営管理者の責任～



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪法法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

一、はじめに

2024年の7月1日から施行される改正会社法（以下「改正会社法」といいます。）の中で、日本企業を含む外商投資企業にとって重要な改正内容の一つとして、董事、監事及び高級管理職者（以下「経営管理者」と総称します。）の責任の強化が挙げられます。外商投資企業の経営管理者は出資者である外国企業から人材が派遣されることも多く、現地法人で経営管理を任される人材にとって今回の改正は関心が高いと思われます。他方で、昨今、中国現地法人における経営管理者による不正が発覚する事例が増えており、現地法人の経営管理者に対する管理の強化という観点からも注目されます。そのため、今回のニュースレターでは、経営管理者の責任の強化について解説します。

二、改正会社法における経営管理者の責任の強化

1.改正の趣旨

今回の改正では、主に以下の四つの視点から改正がなされています。第一に経営管理者の忠実義務及び勤勉義務の明確化、第二に会社の資本充実に関わる経営管理者の責任強化、第三に職務執行に伴う第三者の損害に対する経営管理者の責任の強化、第四に支配株主による地位の濫用に関与した経営管理者の責任強化です。

2.主な内容

上記のような視点から、改正会社法では以下のような内容が規定されています。

（1）忠実義務、勤勉義務の範囲の具体化

改正会社法では、董事、監事及び高級管理職者の忠実義務に関して自分自身と会社の利益の衝突を回避し、職権を利用して不当な利益を得ることを禁止する旨を明記し、また勤勉義務に関しては職務執行にあたり会社のために管理者としての合理的な注意義務を果たすことが明確にされました（第180条）。また会社との利益が相反す

る関連取引の範囲や利害関係者の範囲を具体的に定めると共に、関連取引にかかる董事会又は出資者への報告義務を定めました（第182条）。更に関連取引等に関する董事会の承認決議を行う場合、利害関係者である董事が表決に参加できないと同時に、同人を除く董事が3人に満たない場合には株主会での審議事項とする旨が定められました（第186条）。

（2）出資払込未了と経営管理者の責任

改正会社法では、有限責任会社の設立後、董事会は、出資者の払込状況の検査し、払込期限を徒過した出資者に対して書面にて督促しなければなりません（第51条）。董事会がこの検査及び督促義務を怠ったことにより会社に損失が生じた場合、当該業務に責任を負う董事も賠償責任を負わなければなりません（第51条2項）。ここで業務に責任を負う董事としては、例えば、董事会による検査及び未払出資者への督促を決議しようとした際に、同決議に反対したような董事が挙げられます。

（3）職務執行に関する第三者への賠償責任

改正会社法では、董事、監事及び高級管理職者の職務執行により第三者に損害をもたらした場合、会社が賠償責任を負うと共に、もし董事、高級管理職者に故意又は重大な過失があるときは当該董事、高級管理職者も賠償責任を負わなければなりません（第191条）。

（4）支配株主等の地位の濫用に伴う連帯責任

会社の支配株主、事実上の支配者がその会社に対する影響力を利用して董事、高級管理職者に指示し、董事や高級管理職者が会社又は株主の利益を毀損する行為を行い、会社又は株主に損失を与えた場合、当該董事、高級管理職者はその指示した支配株主等と共に連帯責任を負わなければなりません（第192条）。

（5）その他

①違法な利益配当に関する賠償責任

旧会社法では、法律に違反して利益配当された場合における出資者の会社に対する配当利益の返還は義務付け

られていましたが、改正会社法では、出資者の返還義務以外に、違法な利益配当によって会社に損害が発生した場合、出資者のみならず、配当行為に責任を負う董事、監事及び高級管理職者も賠償責任を負わなければなりません。

②清算義務者としての責任

改正会社法では、会社が解散清算するに際して、董事が会社清算義務者であることが明確にされました（第232条）。そのため、会社の清算を主導する清算組は、出資者が別途定める場合を除き、董事により組織されるものとされました。また旧会社法の司法解釈で定めていた清算遅延による賠償責任についても、清算義務者が遅延した場合に会社若しくは債権者に損害を与えたときは賠償責任を負わなければなりません。

三、経営管理者の責任の強化にかかる他の法律の改正

改正会社法は2023年12月29日に公布されましたが、同じタイミングで刑法の汚職に関する規定が修正されています。今回の刑法の修正では、特に以下の犯罪類型が民間企業にも適用されるよう修正されており、経営管理者の責任が刑事罰の観点からも強化されました。

(1) 同種営業不法経営罪（第165条）

旧刑法では、国有企業の董事、総経理が職務上の便宜を利用して、その在職する会社と同種の業務を自ら又は他人のために経営して、不法な利益を得る場合、同種営業不法経営罪として処罰されていました。

これに対し、今回の修正により、民間企業の董事、監事及び高級管理職者が同様の行為を行った場合にも、同罪が適用されることになりました。

(2) 親類や友人のための不法図利罪（第166条）

旧刑法では、国有企業の職員が、職務上の便宜を利用して、所属単位の営利業務を自分の親族や友人に経営をさせたり、又は市場価格と比べて明らかに高い若しくは低い価格で自己の親族や友人の会社と取引させたような場合に、同罪として処罰されていました。

これに対し、今回の修正では、犯罪主体としては、上記の同種営業不法経営罪の「董事・監事・高級管理職

者」と異なり、会社のあらゆる従業員が含まれる内容になっています。また犯罪行為の範囲についても若干拡大されています。

(3) 会社資産の私利目的の廉価販売罪（第169条）

旧刑法では、国有企業の主管責任者が、私利目的で国有資産を低価格で売却し、国有資産を毀損した場合の犯罪として処罰されていました。

これに対し、今回の修正では、同罪の適用主体を、民間企業において直接の責任を負うべき主管者が行った場合にも適用されるものとされました。

四、留意点

今回の会社法改正では、幾つかの視点に基づき全般的に経営管理者の責任を強化されると共に、特に民間企業の董事、監事、又は高級管理職者の忠実義務や勤勉義務に違反するような親族・友人等を通じた関連取引等については、刑法においても、犯罪行為として処罰することが明らかになりました。このような重い責任は、数年間のコロナ禍を経て醸造されてきた不正の実態を調査し、改善していくための有力な手段の一つになるかと思われます。

但し、弊職らの経験上、中国で発生する不正調査と当事者への責任追及が重要であることは論を待ちませんが、やはり事前抑制のための日々の努力が最も重要であると感じます。そのため、今回の各法令改正にともなう経営管理者の責任の強化と共に、日常的に不正の発生を牽制する制度の整備も重要な意味を持つものと思います。

次回は、改正会社法の中で、日本企業を含む外商投資企業に関連する他の改正点について解説していきます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国子会社の再編・撤退 (6)
- 撤退② 解散・清算・破産 -



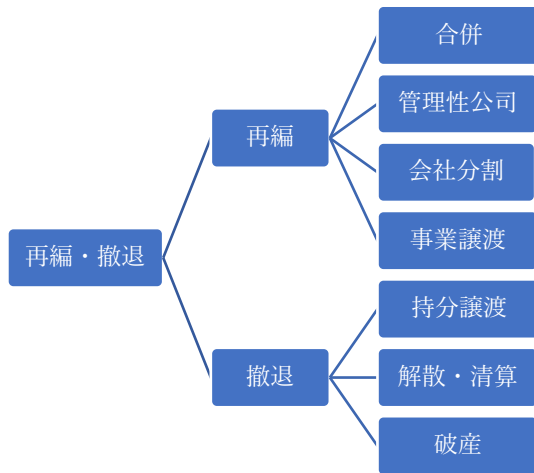
弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

第1 はじめに

本シリーズの最後となる今回は、撤退の場合における解散・清算・破産について説明したい。前回記載した通り、買主が見つければ、持分譲渡手続が最も迅速かつ簡便であるが、買主が見つからない場合には、解散・清算か破産を選択することになる。

中国法人の資産が負債よりも多く、すべての債務を支払うことができる場合には解散・清算手続が可能である。他方で債務超過になっている場合には、破産手続によることになる。バランスシート上の資産が負債より多い場合であっても、実際には資産価値が毀損している場合があるため、解散・清算が可能かどうか予めシミュレーションしておく必要がある。



第2 解散・清算について

1 解散・清算の概要

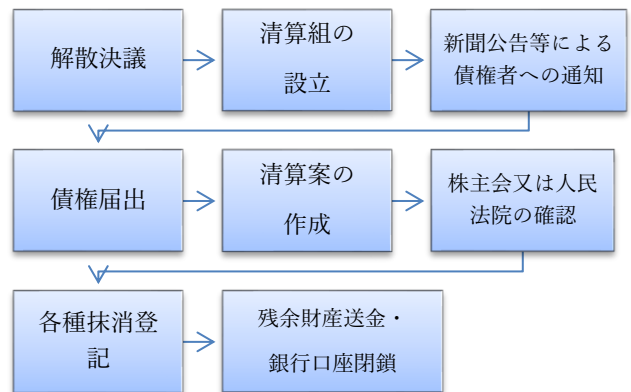
中国における解散・清算手続の流れは以下の通りである。なお2024年7月1日から施行される新会社法に基づき説明する。

まず新会社法229条の解散事由に基づき解散決議を行う。仮に合弁会社で、会社を解散するかどうか株主間の意見がまとまらないような場合、「会社の経営管理に著しい困難が発生し、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせるおそれがあり、その他の方法によっても解決することができない場合には、会社の10%以上の議決権を有する株主は、人民法院に対し会社の解散を請求することができる」（新会社法231条）とされる。

解散決議を行い、清算手続が開始した場合、清算組を組成することとなる。清算組は、董事により構成されるが、会社定款に別段の定めのある場合又は株主会が他の者を別途選定する決議をした場合はこの限りではない（新会社法232条2項）。

なお清算を進めなければならないにもかかわらず会社が清算を開始しない場合、債権者などの利害関係人が清算を申し立てる制度もある（新会社法233条）。

清算組は、成立の日から10日以内に債権者に通知し、かつ60日以内に新聞上で又は国家企業信用情報公示システムにおいて公告を行う必要がある。債権者は通知を受領した日から30日以内、通知を受領していない場合は公告の日から45日以内に、清算組に債権届出を行わなければならない（新会社法235条1項）。清算組は会社財産を換価処分するとともに、貸借対照表及び財産明細表を作成し、清算案を作成し、株主会又は人民法院に確認を求める（新会社法236条1項）清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定の補償金を支払い、清算の過程で確定した企業所得税やその他の税金を支払い、税務登記を抹消する。その後、工商局での登記抹消が終了し、残余財産があれば、出資者である親会社へ送金を行い、現地法人の銀行口座を閉鎖すれば、清算手続は終了となる。



2 解散・清算手続を行うにあたっての留意点

解散・清算手続における最大の難所は、税務登記抹消のフェーズである。中国の税務当局からすると、外商投資企業から税金を取ることができる最後のチャンスになる。したがって税務局から、過去の経営において税務上

問題となる処理がないどうか調査されることになる。税務調査の結果、実際に追徴課税がなされるかどうか、なされたとしてどの程度の追徴が必要となるかはケースバイケースだが、追徴課税された税金を支払うことができず清算できないという事態に陥らないよう、清算を行う前に税務DDを行い、十分な資金を確保してから清算手続に入ることもある。

また中国では地域によって、当局から必要書類や書式等に関して特別な指導を受ける場合がある。そのため清算を開始するにあたっては、予め市場监督管理局に対し、必要書類や書式等について確認をしておくことが望ましい。日本の親会社が署名・押印しなければならない株主会決議等もあり、当局に指摘を受けてから改めて作成するとなると時間と手間を要する場合がある。

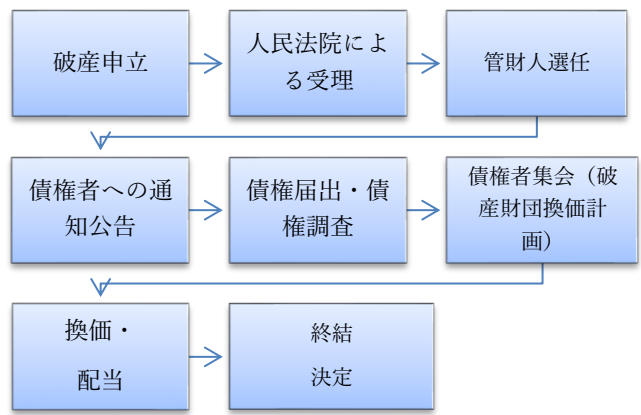
第3 破産手続について

1 破産手続の概要

中国における破産手続の流れは以下の通りである。

まず人民法院に対して破産申立を行う。債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、又は資産がすべての債務を弁済するのに不足する場合には、破産申立が可能とされている。中国では債務者自身による破産申立はもちろん、債権者による破産申立が日本に比べると簡便であるため利用されることが多い。次に破産申立を受けた人民法院は受理するかを決定することになる。日本では形式的要件を満たせばすぐに受理されるが、中国では必要書類が揃っているかといった形式的要件の他、破産手続開始要件を満たすか、労働関係を適切に処理したかもしくは処理できる見込みかどうかといった実質的な判断を行うため、なかなか受理してもらえないことが多い。無事に受理されると破産管財人が選任されることになるが、近時は破産案件が増加しているため、なかなか破産管財人が選任されないことも多い。その後、債権者からの債権届出、債権調査を経て債権者集会が開催され、その後の破産財団の換価等を経て、再度債権者会議が開催され配当案が決議されることになる。配当案に従った弁済を行った後、破産手続の終結決定がなされ、工商局において抹消登記がなされることになる。

2 破産手続を行うにあたっての留意点



人民法院に破産申立が受理されるかどうかにおいて、実務上、労働債務を支払うことができるかが大きな判断基準となっている。具体的には労働者に対する未払給与や経済補償金等を支払ったかどうか、もしくは支払う見込みがある形で合意をしていることが重要となる。労働者が合意すれば労働債務の一部を支払うだけで合意できる場合もあるが、なかなか合意に応じてくれないことが多い。労働債務の支払の目的が付かない場合には破産すらできない（事実上放置せざるを得ない）のが現状である。したがって破産を考える場合には、少なくとも労働債務をある程度支払うことができる余裕のあるうちに、検討を開始することが重要となる。

また企業破産法10条によれば、人民法院は、原則として破産申立を受領してから10日以内に受理の是非を裁定しなければならないとされているが、近時は破産案件が増加していることから、申立から相当時間を経過しなければ受理されないという案件もあります。したがって、破産を選択する場合には、申立から破産手続が開始するまでかなりの長期間を要することを念頭に置いておく必要がある。

第4 最後に

以上の通り、持分譲渡の買主が見つからない等の場合には、解散・清算や破産を考える必要がある。ただ実際には上記のような問題点があるため、中国からの撤退を考える場合には、早期に専門家に相談いただくことが望ましいと考える。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

1 中華人民共和国関税法

2 海外で製造され、既に中国国内で販売されている医薬品の国内製造への移管に伴う登録申請の最適化に関する事項についての公告

1. 中華人民共和国関税法

2024年4月26日に、「中華人民共和国関税法」（以下「本法」という。）が公布され、同年12月1日から施行される。

本法は、関税に関する特別法として、現行の関税制度の安定性を維持し、全体的に税負担の水準を保持するとともに、現行制度及び関連政策を改善し、法律に昇格させるものである。

関税法は、7章合計72条から構成されており、主な内容は以下の通りである。

1、関税適用範囲の明確化：中国が輸出入を許可する貨物及び入国物品には、本法、関連法律及び行政法規の規定に従って関税が課される；関税の納税者は、輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人、または入国物品の携帯者もしくは受取人である；越境ECの発展に備えて、越境ECプラットフォームの経営者等の源泉徴収義務者を明確に規定した。

2、関税の税目税率の設定、調整、実施の規範化：関税の税目税率が含まれている輸入税則が本法の不可欠な部分であることを明確した；最恵国税率、協定税率、特惠税率、一般税率、輸出における輸出税率、輸出入における関税割当税率、暫定税率など関税率の種類を明確した；各関税率の適用と調整メカニズムを規定した。

3、課税額、税制優遇措置、特別な状況における関税徴収等の制度の健全化：従価税、従量税、複合税で課税額が計算されること規定し、現行の関税課税価格確定規則を維持している；関税優遇政策を策定することを国務院に授權し、それを全国人民代表大会常務委員会へ届出をする；現行関連政策を維持し、減税免税貨物、保税貨物、一時輸出入貨物と物品など特別な状況における関税徴収について規定を設ける。

4、国際的な経済・貿易規則に従い、関税徴収・管理制度を

健全化させること：貨物の引き取りと税額の決定を分離して関税徴収を管理できることを明確化した；納税者と源泉徴収義務者が規則に従って税金を申告納付する税関を選択できる；納税者及び源泉徴収義務者がまとめて関税を納付できる実務上の慣行を法律規定に昇格した；納税者が関税の過払いを発見した場合、税金の還付を申請できる期間が1年から3年に延長された；税関が関税の過払いを発見した場合、速やかに納税者等に還付することが明確にされた。

5、関税対応措置の充実化：現行のアンチダンピング、相殺、セーフガード措置などの関税措置や報復関税の賦課を維持しつつ、中国と締結しており、又は双方ともに参加している国際条約及び協定における最恵国待遇条項や関税優遇条項を履行しない国や地域に対して、相互主義の原則に従って相応の措置を講じることが追加された；関連措置は、中国が関連国際条約に基づく義務に適合する方法で実施される。なお、関連措置の実効性を確保するため、本法第二章及び第三章の関連規定を回避し、合理的な商業目的がない課税額の減額行為について、関税の調整等の迂回防止措置をとることができることが明確にされている。

URL：[中华人民共和国关税法_中国政府网 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

2 海外で製造され、既に中国国内で販売されている医薬品の国内製造への移管に伴う登録申請の最適化に関する事項についての公告

国家薬品监督管理局は2024年4月23日、「海外で製造され、既に中国国内で販売されている医薬品の国内製造への移管に伴う登録申請の最適化に関する事項についての公告」を公表した。

同公告によると、中国で登録されている海外生産医薬品を中国に移管して製造する場合、国内申請者は、医薬品の市販

登録申請の要件と手続きに従って申請書を提出しなければならぬ。既に中国で登録されている海外生産医薬品を国内生産に移管する場合、申請者は、海外生産医薬品の元登録申告資料及び国内生産に移行される関連研究資料を提出して、医薬品の市販登録申請を根拠づけることができる。具体的な申告資料要求は、国家薬品监督管理局の薬品評価センターが別途策定し、公布する。国家薬品监督管理局は、国内生産に移管される原薬の化学薬品及び生物学的製剤の市販登録申請に

ついて、優先的に審査・承認する。

URL :

<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/ypggtg/ypqtggtg/20240423144218148.html>

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国で宮崎駿監督の「君たちはどう生きるか」が大ヒット中である。日本での興行成績は半年間で約88億円だったが、中国では公開後約1カ月で約150億円（7億元）を超えたということである。5月上旬の労働節の連休の興行収入では、「SPY×FAMILY」や「ハウルの動く城」が上位に入ったという報道もあった。昨年はスラムダンクの映画が中国で公開され、その興行収入は130億円を超えたということである。このように日本のアニメは中国で大変人気があり、日本のアニメ業界にとって大きな市場になっている。

日本でヒットした映画やドラマが中国で放映され、中国でも人気を博するという事はよくある現象である。例えば上記のアニメ作品の他、「東京ラブストーリー」や「おしん」などは日本でも中国でも非常に有名な作品である。

しかし中国で流行した作品の中には日本以上に中国で有名な作品がある。皆さんは1979年から1980年にかけて放映された「燃えろアタック」という女子バレーのテレビドラマをご存じだろうか。このドラマは中国で「排球女将」という名前で放映されたが、中国では視聴率が80%を超えたという超人気ドラマであった。当時を知る中国人は、日本の様子を知ることができる貴重なドラマであり、毎週の放送を心待ちにしていたそうである。あいにく私は世代が異なることもあり存じ上げないのだが、私の周りの日本人に聞いてもそこまで記憶に残っている方は少ないようである。中国では絶大な人気を誇った番組ということでいまだに話題に上ることがある他、主人公である小鹿ジュン（中国では「小鹿純子」とされ

ている）を演じた荒木由美子さんは中国で大変に人気があり、中国でのテレビ出演に招かれたりしたこともある。このように日本以上に中国で人気の出たともいえるドラマがあるのは非常に興味深いことである。

インターネットが発達し容易に日本の情報に触れることができ、また日本へ旅行に行くことができるようになった現代においては、日本の映画やドラマを見ることによって、日本の生活を知るという側面はなくなってしまったかもしれない。しかし韓流ドラマが日本で流行しているのと同様、日本のアニメ以外にも、日本の映画やドラマが構成さえ面白ければ中国で受け入れられる可能性は十分にあると思われる。現に昨年日本で放送された「ブラッシュアップライフ」という人生をやり直すドラマが、中国ではかなりの高評価を得ていたようである。映画やドラマを中国向けの内容に変更する必要は全くなく、中国人がこれまで見たことのない新たな視点や感性を盛り込んだものであれば、中国でもヒットするのではないと思われる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって提供されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。